

子育て 支援

地域の子育て応援団！ 富士見市 ファミリー・サポート・センター

- 子育ての手助けをしたい方（提供会員）と手助けを必要としている方（依頼会員）が会員となり、地域で子育てを助け合う組織です。お子さんの預かりや送迎のサポートなどをを行っています。
- こんなときに利用できます／
● 保育所、幼稚園などへの送迎や前後の預かり
- 学校、放課後児童クラブへの送迎や前後の預かり
- 習い事の送迎など
- 病後児の預かり
- 保護者の病気や急な用事

（冠婚葬祭、学校行事、検診などの）時の預かりなど
利用時間／
 午前6時～午後10時
利用料金（報酬）／
月々金曜午前7時～午後7時
 1時間あたり700円
土・日曜、祝日、年末年始および右記以外の時間
 1時間あたり800円
会員登録の手続き／
 利用には会員登録が必要です。センターの開設時間内にお越しください。



※提供会員は、登録後に講習会の受講が必要です。
開設時間／
 月々金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時
登録手続き・問合せ／
 富士見市ファミリー・サポート・センター（保育課内）
 ☎ FAX 049-251-3337

緊急時や病児の預かりは「緊急サポートセンター埼玉」へ
 急な用事や出張、子どもが熱を出した場合や宿泊を伴う預かり、そのほか緊急時にサポートを行っています。詳しくは、左記へお問い合わせください。
 ※利用には会員登録が必要です。
登録手続き・問合せ／
 緊急サポートセンター埼玉
 ☎ 048-297-2903（午前7時～午後8時）
 FAX 050-3488-0147
<http://ikudou.blogzine.jp/kinkyusaitama/>

緊急サポートセンター埼玉
への会員登録はこちら



市民 便利帳

富士見市市民便利帳を全世帯 に配布します

問合せ／秘書広報課 ☎241



市では、平成24年3月に発行した市民便利帳の内容を最新の情報に見直し、新たな市民便利帳を制作しました。4月上旬ごろから順次、全世帯に無料で配布します。

この市民便利帳は、市の各種サービスや手続きなどの行政情報をはじめ市内の見所や魅力などを掲載した冊子となっています。お手元に保管して、日常生活のガイドブックとしてご利用ください。掲載している内容は原則平成26年3月現在の情報を基準として、掲載情報に変更があった場合は、広報『ふじみ』や市ホームページで随時お知らせします。なお、この市民便利帳は、市と株式会社サイネックスの官民協働事業で制作しました。制作および配布費用な

す。掲載情報に変更があった場合は、広報『ふじみ』や市ホームページで随時お知らせします。なお、この市民便利帳は、市と株式会社サイネックスの官民協働事業で制作しました。制作および配布費用な

どは、すべて広告販売収入で賄いました。発行にあたってご協力をいただきました皆さんに心より感謝申し上げます。※5月1日までに市民便利帳が届かない方は、お問い合わせください。
 ※市民便利帳の配布を装った詐欺などにご注意ください。市から料金などを請求することは一切ありません。
問合せ／株式会社サイネックス埼玉支店
 ☎ 048-643-7120
 （月々金曜午前9時～午後5時、祝日を除く）
秘書広報課 ☎241

給付金

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます

4月からの消費税率引上げに伴い、所得の低い方に対して「臨時福祉給付金」が、また子育て世帯の方には「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。
 申請の要件や受付期間など詳しくは決まり次第、広報『ふじみ』や市ホームページなどでお知らせします。
問合せ／福祉・子育て給付金室
給付金コールセンター
 ☎ 049-252-8050（4月2日（水）～平日午前9時～午後5時）
 ※給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。



市役所

市役所の土曜開庁と業務時間延長

問合せ／市役所 ☎049-251-2711

土曜開庁／

4月5日(土)午前8時30分～午後5時15分
※通常の土曜開庁に開庁課を追加し、時間を延長して実施します。

開庁課／市民課・保険年金課・税務課・収税課・子育て支援課・保育課・障がい福祉課・高齢者福祉課・水道課・学校教育課

業務時間延長／毎週木曜(祝日を除く)午後7時まで

開庁課／市民課・保険年金課・税務課・収税課・子育て支援課・保育課

開庁場所／市役所本庁舎1階

※開庁課の主な取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

西出張所

西出張所の業務時間延長

問合せ／西出張所 ☎049-252-2331

西出張所(鶴瀬駅西口サンライトマンション1階)では、毎月最終木曜(祝日を除く)に窓口業務時間を延長しています。

実施日時／4月24日(木)午後8時まで
※主な取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



つきいち ～臨時農産物直売所～

問合せ／産業振興課 ☎243

市役所臨時農産物直売所は毎月第3火曜に開設します。富士見市産の新鮮野菜・米・味噌などを販売します。
※レジ袋削減のため、買い物袋をお持ちください。
とき／4月15日(火)
午前10時～午後1時
場所／市役所1階ロビー
販売者／富士見市農業研究団体連絡協議会



市マスケットキャラクター
ふわっぴー

住宅改修 助成制度

「住」み続け「宅」なる住宅改修 (住宅リフォーム)助成制度を行います

問合せ／産業振興課 ☎253

市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者で個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。
対象者／次のすべての要件に該当する方
①市内に住民登録のある方
②市税の滞納がない方
③平成23～25年度に本制度の補助を受けていない方
対象住宅／申請者が所有し、居住している住宅
対象工事／次のすべての要件に該当すること
①市内に事業所を有する施

工業者が行う工事
②工事費が20万円以上(消費税を除く)で、工事および工事費の支払いが平成27年3月31日までに完了すること(建物全体の内外装の修理、修繕に関する工事および床面積の変更を伴わない増改築などが対象)
③工事の対象箇所が本市のほかの制度などの助成対象となっていないこと
補助金額／対象工事費の5%に相当する金額(上限10万円)

申込み／4月1日(火)から(申込順)申請用紙の配布／産業振興課で随時配布します。市ホームページからも入手できます。
注意 交付決定前に工事の着工をしてしまうと助成の対象となりません。必ず交付決定後に工事を始めてください。



水道 下水道

水道料金・下水道使用料および水道加入 申込金の消費税率が変わります

次の時期から、水道料金・下水道使用料および水道加入申込金にかかる消費税率が5%から8%に変わります。
水道料金・下水道使用料／4月1日使用分から。ただし、3月31日以前から継続して使用している場合は、6月検針分(4・5月分)から(消費税率改正に伴う経過措置に準じた扱いにより)水道加入申込金／4月1日以降の給水装置工事申込書の受付分から詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問合せ／水道課 ☎525・506
下水道課 ☎427

高齢者 相談

地域包括支援センターの愛称を「高齢者あんしん相談センター」としました

高齢者の相談は、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）へ

問合せ／高齢者福祉課 ☎④396

| | |
|---|---|
| 高齢者あんしん相談センターむさしの ☎049-255-6320 南畑新田16-1 特別養護老人ホームむさしの内 | |
| 担当地域 (第1圏域) | 羽沢1・2丁目、渡戸1・2・3丁目、大字勝瀬（勝瀬町会）、 ふじみ野東1・2・3・4丁目、ふじみ野西3丁目1～8、大 字鶴馬（渡戸東町会）、東大久保、上南畑、下南畑、南畑新 田、みどり野東・西・南・北 |
| 高齢者あんしん相談センターふじみ苑 ☎049-293-1168 鶴馬3360-1 特別養護老人ホームふじみ苑内 | |
| 担当地域 (第2圏域) | 山室1・2丁目、諏訪1・2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1・2・3 丁目、関沢1丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬（前谷町会、 山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会） |
| 高齢者あんしん相談センターえぶりわん鶴瀬 Nisi 鶴瀬西2-8-25 えぶりわん鶴瀬 Nisi 内 ☎049-293-8330 | |
| 担当地域 (第3圏域) | 大字勝瀬（勝瀬西町会）、ふじみ野西1・2・3・4丁目、鶴瀬 西2・3丁目、上沢1・2・3丁目 |
| 高齢者あんしん相談センターみずほ苑 関沢3-23-41 関沢みずほ苑内 ☎049-256-7423 | |
| 担当地域 (第4圏域) | 大字鶴馬（鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会）、 関沢2・3丁目、西みずほ台1・2・3丁目、針ヶ谷1・2丁目、 大字針ヶ谷、大字水子（針ヶ谷1丁目町会） |
| 高齢者あんしん相談センターひだまりの庭むさしの 水子1882-1 ひだまりの庭むさしの内 ☎049-268-5005 | |
| 担当地域 (第5圏域) | 水谷1・2丁目、大字水子、貝塚1・2丁目、榎町、水谷東1 ・2・3丁目、東みずほ台1・2・3・4丁目 |

受付日時：いずれも毎週月～金曜午前9時～午後5時（祝日を除く）

市では4月から、市内を4つから5つの日常生活圏域に再編して、高齢者の皆さんが身近なところで相談を受けられるよう5か所の高齢者あんしん相談センターを設けます。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が協力して、本人や家族、地域の方々からの相談に対応します。気軽にご相談ください。

どんな相談をしたいの…

- 介護保険のサービスを受けるにはどうしたらいいの
- 近所の一人暮らしの方のようすが心配

- 高齢者が虐待を受けているようが心配
- お金の管理が不安になってきたなど

どんなことをしているの…

相談の内容に応じて、訪問を行ったり、専門機関への紹介や成年後見制度の利用につなげます。

また、ケアマネジャーへの支援や、介護が必要になった高齢者が地域で生活を続けていくための関係者とのネットワークづくりなども行います。

地域の皆さんに少しでも身近に感じてもらえるよう出前講座にもうかがいます。

市民 農園

打越市民農園利用者追加募集

問合せ／産業振興課 ☎④244

市民農園は農業に対する理解を深め、土と親しんでいただくために設置しています。ぜひご利用ください。

場所／鶴馬3丁目地内（山崎公園の西側）

募集区画数／約30区画（1区画約30㎡）

利用期間／平成26年4月～平成29年1月末

利用料／6,000円（年間）

申込資格／

- 市内在住者（1世帯1区画）
- 利用期間を通して草むしりなどの適切な管理ができる方

申込方法／産業振興課に電話で（申込順）。

申込期間／4月3日（木）～16日（水）（土・日曜を除く）

※農園内に水道、駐車場、ゴミ捨て場などの設備はありません。



高齢者 入浴券

公衆浴場高齢者入浴券の申請受付

問合せ／高齢者福祉課 ☎④395

平成26年度の公衆浴場入浴券の申請を4月1日（火）から受け付けます。

対象／65歳以上で次のいずれかに該当する方

入浴補助券

- ひとり暮らしの方
- 高齢者のみでお住まいの方

無料入浴券

自宅に入浴設備のない方で次に該当する方

- ひとり暮らしの方
- 高齢者のみでお住まいの方

※65歳未満の方とお住まいの場合は、対象となりません。

※入浴補助券は100円の自己負担が必要です。

※お風呂が故障の場合は入浴補助券になります。





国 税

川越税務署からのお知らせ

～税額を誤って申告してしまったとき、確定申告を忘れてしまったときは～

問合せ／川越税務署 ☎049-235-9411

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあったときは、次の方法で訂正することができます。
また、確定申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告してください。

税額を多く申告していたとき

「更正の請求」により、正しい税額に訂正を求めることができます。更正の請求書に必要事項を記入し、税務署に提出してください。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

更正の請求ができる期間／
平成23～25年分：各年分の法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき

「修正申告」により、正しい税額に修正してください。修正申告書に必要事項を記入し、税務署に提出してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。
修正申告の期間／

修正申告は、税務署長から更正を受けるまでいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限※の翌日



から納付する日までの期間の延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告を行う場合や、税務署長が更正を行う場合は、新たに加算税が賦課される場合があります。

※平成25年分の法定納期限
所得税及び復興特別所得税…
平成26年3月17日(月)
消費税及び地方消費税…
平成26年3月31日(月)

更正の請求書や修正申告書などの用紙は、国税庁ホームページや税務署で入手できます。

確定申告を忘れていたとき

確定申告を忘れていたことに気が付いたら、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場

合は、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などは、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

所得税や消費税の振替納付日

平成25年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

| 申告種類 | 振替納付日 |
|------------------------------|----------|
| 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告 | 4月22日(火) |
| 平成25年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告 | 4月24日(木) |

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

期限内に納付できなかった場合

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足などで振替できなかった場合は、法定納期限の翌日から納付の日ま

で延滞税がかかります。

この場合、金融機関または税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付してください。

納付書は、税務署または金融機関にあります。

平成26年中の延滞税の割合

- ①納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.9%の割合
- ②納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後は、年9.2%の割合

※延滞税は国税庁ホームページで、簡単に計算できます。

延滞税や税の申告など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお問い合わせください。

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

国税庁では、酒類業者に對して未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、未成年者と思われる方に年齢確認の徹底など、未成年者飲酒防止のための取組みを行っています。

未成年者の飲酒は、身体的、精神的に大きなリスクがあるだけではなく、社会的にも大きな影響を与えます。社会全体で未成年者の飲酒を防止していきましょう。

就学
援助費

平成26年度富士見市就学援助費支給申請を受け付けます

問合せ／学校教育課 ☎625

市では、経済的な理由で教育の機会が失われることが無いよう、小中学校に就学している児童・生徒の保護者の方に、学用品費・給食費・校外活動費などの教育に要する費用の一部を援助しています。対象／市内に住民登録があり、小中学校に在籍しているお子さんの保護者で次のいずれかに該当する方

- 生活保護を受けている方（修学旅行費と特定の疾病の医療費のみ支給対象です）
- 経済的な理由でお子さんの就学への援助が必要な方

申請の方法／
学校または学校教育課にある「就学援助費支給申請書」（お子さんひとりにつき1枚）に必要事項を記入し、4月8日（火）～25日（金）までに学校または学校教育課へ提出してください。

※申請書は市ホームページからも入手できます。
※年度途中の申請も随時受け付けますが、平成27年1月23日が最終受付日です。

就学援助を受けることになった場合、援助費の支給は申請を受け付けした月からとなります。

- 申請に必要な書類（証明書）**／
- ①「就学援助費支給申請書（平成26年度用）」
 - ②お住まいの賃貸契約書（写し）（契約者および契約期間、1か月の家賃の分かるところ）
 - ③身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方（児童・生徒分）
 - ④所得証明書など
- 次のいずれかひとつ（前年に収入があった方全員分必要）
- 平成25年分の源泉徴収票（写し可）
 - 平成25年分の所得税確定申告書（控）の写し（受付印のあるもの）
 - 平成26年度住民税申告書（控）の写し（受付印のあるもの）
 - ※収入のある方（16歳以上でアルバイトをしている方も含む）は全員申告をしておいてください。
- 注意**
- 生活保護を受けている方も申請してください。
 - 前年度に認定された方も申請が必要です。
- 審査結果の通知**／
4月25日（金）までに申請した方の審査結果通知は、6月中旬に学校を通じて申請者全員（保護者あて）に通知します。

母子・父子
家庭への
支援

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんを対象に
就業促進のための給付金が支給されます

問合せ／子育て支援課 ☎341

教育訓練給付金
※事前申請が必要です。
希望の仕事に就くために必要な資格などを得るため、指定された教育訓練講座などを受講した場合、終了後に経費の20%（4千円以下は不支給、10万円が上限）を支給します。対象／市内在住で、次のすべてに該当する方

- 児童扶養手当を受けている方または同等の所得水準の方
- 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方
- 教育訓練を受けることが適職に就くために必要な方
- 過去に教育訓練給付金の支給を受けていない方

※指定教育訓練講座とは、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座、適職に就くために必要と認められる講座です。

高等技能訓練促進費等給付金
※事前相談が必要です。
就労機会の向上に適する資格の取得を支援するために給付金を支給します。対象／市内在住で、次のすべてに該当する方

- 児童扶養手当を受けている方または同等の所得水準の方
- 資格の取得を目的とする養

申請に必要な書類や支給要件の確認など、詳しくはお問い合わせください。

高等技能訓練促進費等給付金の額・支給期間

| 給付金の種類 | 非課税世帯の方 | 課税世帯の方 | 支給期間など |
|---------------|----------------|---------------|---------------------|
| 訓練促進費 | 月額 100,000円 | 月額 70,500円 | 全課程の全期間 (上限2年) ※ |
| 入学支援 修了一時金 | 50,000円 | 25,000円 | 全課程修了後 |

※3年課程の場合は3年目を母子および寡婦福祉資金貸付により支援

成機関で、2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方

- 就業または育児と修業の両方が困難な方
- 過去に高等技能訓練促進費の支給を受けていない方

対象資格／看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士



国民年金

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

問合せ／保険年金課 ☎317

20歳以上の学生の皆さんへ
国民年金保険料の学生納付特例制度のお知らせ

20歳になると、学生も国民年金に加入し、保険料を納めることが義務づけられます。保険料を納めるのが困難なときは、「学生納付特例制度」をご利用ください。

申請して承認された期間は、年金額には反映されませんが、年金を受給するための資格期間に算入できます。

また、免除された保険料は、10年以内であれば追納（保険料を後から納める）することができます。追納する保険料は、2年を経過すると経過した年数に応じて加算額が上乗せされます。対象／大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生（所得制限があります）

必要書類／学生証（コピー可、ただし両面）または在学証明書、年金手帳、認印（本人が署名する場合は不要）

申請場所／保険年金課

※申請は毎年必要です。平成25年度に学生納付特例の承認を受けた方で、今年度も同じ学校に在学している方は、日本年金機構から送付される申請書（はがき形式）に必要な事項を記入し、

返送すれば申請が済みます。ただし、在学する学校などが変わった方、申請書が届かなかった方は申請が必要です。

4月から国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除を申請することができます。4月からは一般免除・学生納付特例制度について申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができるようになります。

申請場所／保険年金課または川越年金事務所

必要書類／年金手帳、学生免除の場合は免除該当期間に学生であることがわかる証明書、失業を理由とする方は公的機関で発行する証明書など。詳しくはお問い合わせください。

※なお、審査は申請期間に対応する前年所得に基づいて行いますので、免除が承認されない場合があります。

また、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

子育て支援

児童扶養手当のお知らせ

問合せ／子育て支援課 ☎340

児童扶養手当額が

変わります

手当額は年金と同様に物価スライド制により変動します。過去数年にわたって物価が下がったにもかかわらず、特例により手当額を下げなかったことにより、現在、本来の水準より高い水準で手当額が支払われて

います。この特例水準を解消するため、平成26年4月分から左上の表のとおり、手当額が変更となります。

児童扶養手当とは：

父母の離婚、死亡などによって、父または母がひとり子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を育てている方や、父または母にかわってその子どもを養育している方に支給される手当です。

手当額は、父、母など本人の所得や同居している扶養義務者などの所得によって決まります。

支給対象および支給額の要件などは、市ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

平成26年4月分からの手当額

| 子どもの人数 | 全部支給／月 | 一部支給／月 |
|---------|--------------------------|---|
| 1人の場合 | 41,020円 (▲120円) | 41,010円(▲120円)～9,680円 (▲30円) |
| 2人の場合 | 46,020円 (▲120円) | (41,010円 (▲120円) ～9,680円 (▲30円)) + 5,000円 |
| 3人以上の場合 | 2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算 | |

